

第3次茅ヶ崎市行政改革大綱

～ 多様な主体との協働による

質の高い行政経営の実現をめざして ～

平成20年（2008年）2月

茅ヶ崎市

< 目 次 >

第1章 改革の必要性	1
1 これまでの取組	1
2 行政を取り巻く環境の変化	3
3 新たな改革の必要性	5
第2章 第3次行政改革大綱の体系及び計画期間	6
1 第3次行政改革大綱の体系	6
2 第3次行政改革大綱の計画期間	6
第3章 第3次行政改革大綱における目標	7
第4章 改革に取り組む3つの視点	7
第5章 改革を進める8つの重点事項	8
1 よりよい行政サービスの提供	8
2 積極的な情報提供と説明責任の遂行	9
3 民間活力の活用	10
4 協働の推進	11
5 事務事業の効率化と重点化	12
6 行政経営システムの整備	13
7 経営視点に立った財政運営	15
8 行政評価システムの充実	16
第6章 改革の推進のために	17
1 大綱の公表と周知	17
2 実施計画の策定	17
3 実施計画の取組状況の報告及び公表	17
4 推進体制	17
付属書類（パブリックコメントの実施結果）	18

第1章 改革の必要性

1 これまでの取組

第1次行政改革（平成8年度～平成14年度）

本市は、行政改革の指針として平成7年に行政改革大綱を策定しました。

この大綱は「Simple（簡素）」「Speedy（迅速）」「Straight（率直・公正）」の3Sをモットーに

- ◇市民参加制度の確立
- ◇行政組織・機構の見直し
- ◇事務事業の見直し
- ◇定員管理の適正化

の4つを重点事項として掲げ、「市民と行政の新しいパートナーシップによるスリムな自治体運営」をめざしました。

平成8年度から平成10年度までを集中実施期間と定めて取り組みましたが、その後も平成14年度まで行政改革大綱の主旨に沿った改革を推進し、実績効果額は47億1,544万円となりました。

第2次行政改革（平成15年度～平成19年度）

財政状況が一段と厳しくなる状況において、従来の改革の発想にとどまらず、「改革に取り組む3つの視点」、「改革を進める8つの重点事項」を定め、「市民と行政が協働するスリムな行政経営」を目標に平成15年に第2次行政改革大綱を策定しました。

◇改革に取り組む3つの視点

- 1 「行政主導のサービス」から「市民志向のサービス」へ
- 2 「前例踏襲的な事務執行」から「評価重視の事務執行」へ
- 3 「管理する行政」から「市民と役割分担する行政」へ

◇改革を進める8つの重点事項

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 情報公開の徹底 | 5 電子市役所の構築 |
| 2 市民ニーズの把握 | 6 民間活力の導入と行政の効率化 |
| 3 説明責任の遂行 | 7 職員の意識改革と人材育成 |
| 4 行政評価制度の導入 | 8 財政運営の健全化 |

平成15年度から平成19年度を改革の計画期間とし、第2次行政改革大綱で定めた重点事項の実現に向けた実施計画を毎年度策定し、改革に取り組んでいます。平成15年度から平成18年度までの実績効果額は28億5,973万円です。

2 行政を取り巻く環境の変化

平成15年に第2次行政改革大綱を策定して以降、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。次に挙げる(1)から(7)の事項については、今後の市政運営に影響を与える大きな変化です。

(1) 地方分権のさらなる進展

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行される等、今後さらに、国及び地方公共団体は分担すべき役割を明確にし、地方公共団体は自主性及び自立性を高める必要があります。

このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければならなくなったことを示しています。

また、住民に身近な行政サービスはできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とした、権限移譲の推進及び税源配分等の財政上の措置のあり方の検討が引き続き進められています。

これらのことを踏まえ、地方公共団体は、今後、より一層の行財政改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置を講じ、行政体制の整備・確立を図らなければなりません。

(2) 行政改革の推進

平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）」が総務省から示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取組を明示した「集中改革プラン」を公表しました。

新地方行革指針の策定後、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）」が施行されるとともに、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）」が施行される等、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

また、行革推進法及び公共サービス改革法を踏まえ、平成18年8月に「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示されました。

これらのことは、地方公共団体において、一層の行政改革の推進が求められていることを表しています。

(3) 市民ニーズの複雑化・多様化

少子高齢化が進む状況での子育て支援や介護保険等の社会福祉の充実、また、安全・安心に対する市民ニーズが高まっている等、市民ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

(4) NPO法人等の公共サービス提供主体の増強

社会のために何かをしたいという個人の意思に基づき自発的な活動を実施するボランティア団体、さらに組織体として自立し継続的に活動するNPO法人等に対し、新たな市民ニーズに対応した公共サービスの担い手のひとつとしての期待が高まっています。

(5) 行政課題の広域化

地球温暖化対策、防災対策、国民保護対策、航空機騒音対策といった、市町村の枠組みを超えた広域的な行政課題に迅速に対応する必要が生じています。

(6) 人口減少社会及び超高齢社会の到来

平成17年の国勢調査の結果では、平成17年10月1日現在の我が国の総人口は、約1億2,776万8千人で、前年10月1日の推計人口を約2万2千人下回っていることが判明しました。このことは、我が国が人口減少社会に突入したことを示しています。人口の減少は労働力人口を減少させ、経済成長に対してマイナスの影響を与える可能性があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、年金、医療費及び介護費は増加の一途をたどり、地方公共団体によっては、その存立基盤にも関わる問題となることが想定されます。個人住民税に依存する地方公共団体においては、年金受給者数の増加は歳入の確保に影響を与えることとなります。

本市における人口推計では、平成32年頃が人口のピークとなる推計をしていますが、来たるべき将来に向けた取組が必要です。

(7) 公共施設の再編整備の必要性

本市においては、老朽化が進む公共施設のうち、建築基準法の改正に伴う新耐震基準が整備された昭和56年以前に建築された公共施設についての今後の整備方針や市有地等の活用方針を検討しています。

それぞれの施設の機能や利用状況、今後の維持管理コスト等を総合的に分析し、これからの施設そのもののニーズ、時代要請への対応、財政状況を十分に考慮しながら、市民の安全・安心につながる公共施設をめざす必要があります。

国有地や県有地、市有地の有効活用を検討し、公共施設の再編整備のため必要な財源の確保の検討を進める必要があります。

3 新たな改革の必要性

2において述べた、行政を取り巻く環境の変化等に適切に対応していくためには、対応すべき課題をきちんと認識し、取り組んでいく必要があります。ここでは、今後取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

- ◆地方分権が進展する状況において、国や県に依存せず、相互に連携を保ちながら、自主・自立の行政運営を進める必要があります。
- ◆新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、行政内部の改革を一層進める必要があります。
- ◆「新たな時代に対応できる茅ヶ崎」の姿を着実に実現するため、中長期的な視点に立った行政運営を進める必要があります。

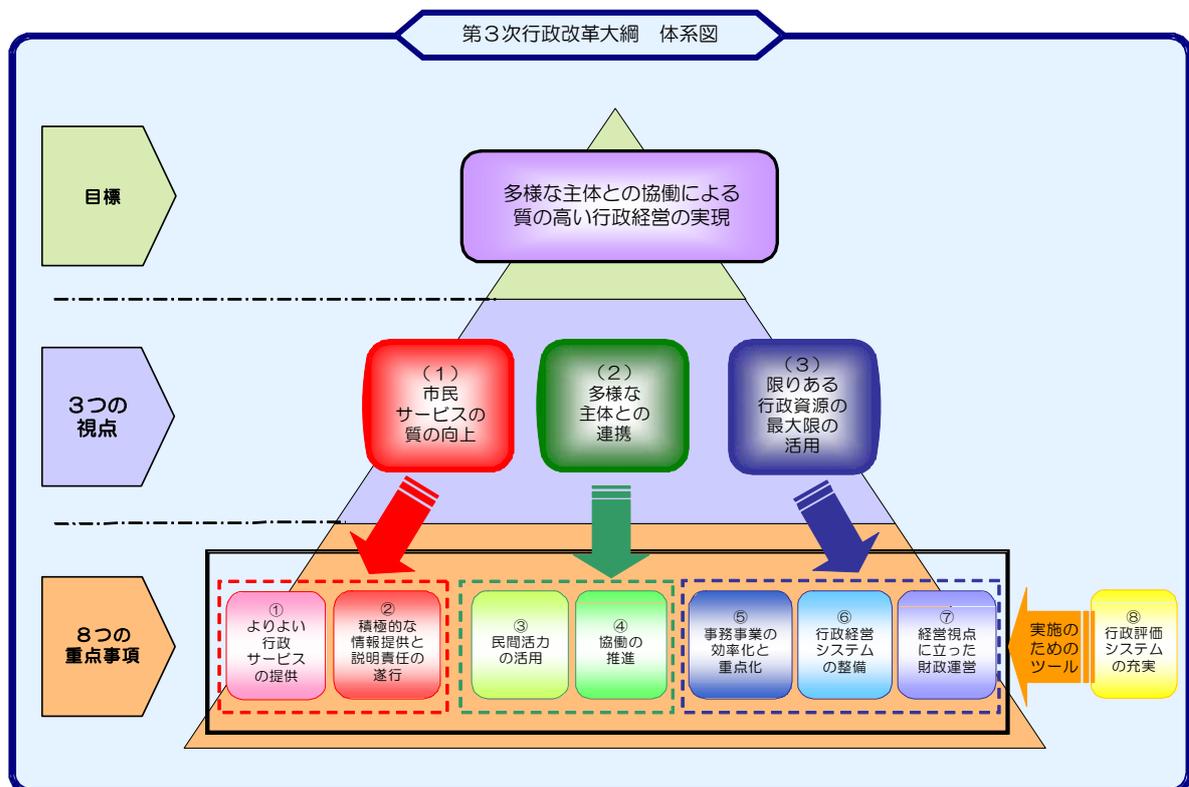
これらの課題を解決するために、新たな改革に取り組んでいくための指針として「第3次行政改革大綱」をここに策定することとします。

第2章 第3次行政改革大綱の体系及び計画期間

1 第3次行政改革大綱の体系

第3次行政改革大綱では、大綱における「目標」、目標を実現するための「改革に取り組む3つの視点」及び3つの視点に基づく「改革を進める8つの重点事項」を定め、改革を進めることとします。

また、目標を達成するために3つの視点があるということ、及び個々の重点事項がどの視点に寄与しているのかということ等を明確にするため、これらをわかりやすく体系化しました。



2 第3次行政改革大綱の計画期間

- ◆第3次行政改革大綱は、平成20年度から平成24年度までの5ヶ年を計画期間とします。
- ◆第3次行政改革大綱で定めた「改革を進める8つの重点事項」に沿った実施計画を毎年度策定し、改革を推進していきます。

第3章 第3次行政改革大綱における目標

第1章において前述した、本市におけるこれまでの行政改革の取組、行政を取り巻く環境の変化及び新たな改革の必要性を踏まえ、第3次行政改革大綱では、その目標を「多様な主体との協働による質の高い行政経営」とします。

第3次行政改革大綱における目標

「多様な主体との協働による質の高い行政経営」

※ 多様な主体とは
市民、市民活動団体、地域コミュニティ及び事業者のこと。

第4章 改革に取り組む3つの視点

第3章で定めた、第3次行政改革大綱における目標を達成するために、「改革に取り組む3つの視点」を次のとおり定めます。

改革に取り組む3つの視点

- 1 市民サービスの質の向上
- 2 多様な主体との連携
- 3 限りある行政資源の最大限の活用

第5章 改革を進める8つの重点事項

第4章で定めた、「改革に取り組む3つの視点」に基づき、「改革を進める8つの重点事項」を次のとおり定めます。

1 よりよい行政サービスの提供

市民ニーズの迅速かつ的確な把握に努め、市民が真に求める行政サービスを提供します。

【具体的な方向性】

■ 市民ニーズの把握

よりよい行政サービスの提供に向けて、市民満足度調査の実施等により市民ニーズを的確に捉え、既存の業務及び各種行政サービスの見直しに役立てます。

■ 近隣市町との連携による行政サービスの提供

近隣市町との連携によって、よりよい行政サービスを提供できる分野においては積極的にさらなる連携強化を図り、市民の利便性の向上をめざします。

■ 総合窓口の検討

窓口での諸手続に関する市民の利便性の向上のため、本庁舎2階への総合窓口の設置による、ワンストップの窓口の構築に向けた検討を行います。

■ ITの活用による行政サービスの提供

各種申請、届出等の手続について、申請書等のダウンロードサービスや電子申請・届出システム等ITの活用により、ノンストップでの実施体制を充実します。

2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

市民が容易に市政情報を収集できるよう、行政から積極的に情報の提供を行うとともに、説明責任を果たします。

【具体的な方向性】

■ わかりやすい財政状況の積極的な公表

本市の財政状況に関する市民の理解をより深めるために、わかりやすい形式で、広報紙、市ホームページ等を通じて積極的に財政状況を公表します。

■ インターネットによる情報提供の充実

総務省の平成18年通信利用動向調査によると、我が国におけるインターネットの個人利用率は約75%となっています。このことを踏まえ、インターネットを活用した、迅速でわかりやすい行政情報の発信をさらに進めます。

■ 事務事業の結果の公表

本市が行っている事務事業に関する市民の理解をより深めるために、すべての事務事業について業務棚卸評価を実施し、その評価結果を公表します。

■ 意思決定や計画の説明の充実

市民の理解を得られるような行政の透明性を確保するため、政策決定や諸計画の策定に当たっては、策定過程等における情報を積極的に公表します。

■ 市民参加の推進

市民との情報の共有化が進むにつれ、さらなる市民参加の推進が図られると同時に、市民参加がより進展することにより情報の共有化がさらに図られる等、両者は双方に影響を及ぼすものであると言えます。このことを踏まえ、さらなる市民参加の推進に向けた環境整備を行います。

3 民間活力の活用

民間が効率的・効果的に実施できることは民間にゆだねるという基本原則のもと、様々な実施手法を用いて、民間活力を活用します。

【具体的な方向性】

■ 民間委託等の推進

民間委託に関する基本方針を策定し、民間の能力、技術力を積極的に活用することで、より一層簡素で効率的な執行体制の確立をめざします。

■ PFI手法の活用

公共施設等の建設、維持管理及び運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行うPFI手法についての運用指針を作成し、具体的な活用についての検討を進めます。

■ 指定管理者制度の活用

公の施設の管理に関して平成16年度から導入している指定管理者制度について、市民サービスの向上、効率的・効果的な運営及び経費の縮減をめざし、施設の特性を踏まえながら、さらなる導入を進めます。

■ 公共サービス改革法（市場化テスト法）の導入の可能性の検討

公共サービス改革法に基づく市場化テストについて、本市の実情を踏まえながら、導入の可能性について研究・検討を行います。

※ PFIとは

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う公共事業の手法。

※ 指定管理者制度とは

民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に公の施設の管理を行わせることができる制度。

※ 市場化テストとは

公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。競争環境をつくり出すことにより、公共サービスの質の向上と経費の削減を目的としている。

4 協働の推進

複雑化・多様化する市民ニーズに対し、限りある行政資源（職員・予算等）で対応していくために、行政が担うべき範囲の見直しを行い、多様な主体と行政が役割分担し合う仕組みづくりを行います。

【具体的な方向性】

■協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の推進

地域社会が抱える課題の効果的な解決と市民ニーズに合った公共サービスの提供をめざし、市民活動団体の新たな発想を生かして事業を行う協働推進事業を推進します。

市民活動団体と本市が対等の立場で、適切な役割分担により双方の責任において事業を実施し、今後の協働型まちづくりに向けたモデル事業として推進します。

■地域コミュニティとの協働

地域ができることは地域が主体的に担うことで、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、地域コミュニティ機能の充実に向けた環境整備を進めます。

■公共サービスの供給主体の多様化に対するシステムの構築

市民活動団体、地域コミュニティ等の多様な主体との連携、協働の推進を通じて、公共サービスの担い手の多様化を図り、地域の総合力を向上させるとともに、民間事業者も含め、公共サービスの供給主体を再構築していくためのシステムづくりを行います。

※ 協働とは

市、市民活動団体、市民及び事業者がお互いの役割や特性を尊重し、共通する目的を実現するために、相互理解のもとで協力して行動すること。

5 事務事業の効率化と重点化

人件費を含め、徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中長期的な視点を持った事業選択を行います。

【具体的な方向性】

■ 事務事業の見直し

計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルに基づき、事務事業の再編、整理、廃止及び統合に積極的に取り組みます。

■ 経費の削減

将来的に厳しい財政状況が予想される状況において、歳出を少しでも抑制するために、全職員がコスト意識を持ち、「聖域」を設けず、あらゆる経費の削減に努めます。

■ 業務の優先順位の明確化

限りある行政資源を効率的・効果的に活用するため、各部課の業務計画や業務棚卸評価により、部課の業務の優先順位を明確化します。

■ 人件費（給料・職員手当等）の抑制

歳出の義務的経費に占める割合が最も高い人件費について、職員数の厳格な管理を進めるとともに、職員給与の適正な管理に取り組むことにより、その抑制に努めます。

■ 外郭団体のあり方の見直し

本市ではその時代における社会情勢を踏まえ、外郭団体（出資及び財政支援等団体）を設置し、行政サービスを補完及び支援する役割を担ってきました。しかしながら、今後は、外郭団体も公共サービスを提供する多様な主体のひとつとしての役割を担っていく必要があります。このことを踏まえ、本市として、外郭団体そのもののあり方や、外郭団体への関与のあり方を見直します。

6 行政経営システムの整備

限りある行政資源を最大限に活用するため、職員の人材育成や意識改革、定員管理の適正化、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の見直し等により、行政内部の体制の整備を行います。

【具体的な方向性】

■ 人事評価の推進

人事評価システムの本格的な導入により、年功序列型の昇任・昇格を見直し、頑張った職員が報われる人事制度を構築することで、職員の仕事に対するモチベーションを高める取組をさらに進めます。

■ 職員研修の充実

自己啓発の意欲のある職員が研修に参加する機会を拡大するとともに、キャリア開発研修をさらに充実することで、より質の高い職員の育成に取り組みます。

■ 優れた人材の確保

地方分権の進展に伴い、自治体間競争が進む状況において、より質の高い行政運営を行うため、優秀な人材の確保に向けた取組を進めます。

■ 定員管理の適正化

効率的・効果的な行政運営を進め、人件費の抑制をさらに推進していくため、行政自らが担う役割を重点化するとともに、退職者の補充については十分に検討する必要があります。

このことを踏まえ、第3次定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）に基づく定員適正化の取組を進めるとともに、同計画の終了を見据えて、新たな定員適正化計画を策定し、職員数の厳格な管理を行います。

■ 組織機構の見直し

社会経済情勢の変化や、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するために、総合計画をはじめとした、本市が行う施策に対応した、効率的な組織機構の見直しに取り組みます。

■ ITの活用による内部事務の改善

ITを活用し、全庁的な情報の共有化をさらに進めるとともに、既存の制度、慣行及び業務の見直しによる内部事務の改善を進めます。

■ 監査機能の強化

公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている状況を踏まえ、市民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努め、内部監査機能の強化に積極的に取り組みます。

7 経営視点に立った財政運営

少子高齢化による扶助費の増加や公共施設の再編整備等の影響により、将来的に厳しい財政状況が予想されます。これらのことを踏まえ、歳入の確保に向けた取組を進めるとともに、計画的な財政運営を行います。

【具体的な方向性】

■ 公会計改革による取組の推進

バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、外郭団体を含めた連結バランスシートの作成・公表に取り組み、公会計の整備を推進します。

■ 歳入の確保

市税等の徴収率の向上をめざすとともに、民間広告の活用等による自主財源の確保に向けた取組を積極的に進めます。

■ 公共施設マネジメントの推進

本市には、建築基準法の改正に伴う新耐震基準が整備された昭和56年以前に建築された公共施設が多く、今後、同時期に大規模修繕等が必要となります。そのため、これまでに学校施設の耐震改修や公共施設の長寿命化の取組を進めてきました。今後は、耐震性や設備の老朽化の課題を抱える公共施設の計画的な整備プログラムを定め、未利用財産の売却促進や資産の有効活用についての検討を進めます。

■ 受益者負担の見直し

受益者が応分の負担をするという原則に基づき、使用料等について、人件費等の間接的な経費等を含めたコストを把握し、受益と負担の適正化を図ります。

■ 市立病院の健全経営

平成18年6月に安心・信頼の医療の確保、疾病の予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を主な柱とする医療制度改革関連法が成立しました。このように、医療を取り巻く環境が大きく変化する状況を踏まえ、厳しい状況が続く市立病院経営について、「茅ヶ崎市立病院経営計画」に基づき、経営の健全化に努めます。

8 行政評価システムの充実

行政評価システムは、事務の改善や目標管理、職員の意識改革、市民サービスの向上、説明責任の遂行等の実現のために有効な手段です。第3次行政改革大綱を推進するための手段として行政評価システムの充実を図ります。

【具体的な方向性】

■業務棚卸しの推進

本市では、平成17年度から業務棚卸評価を行っています。業務棚卸評価は、本市が行うすべての事務事業について、数値目標等に基づく評価を行うとともに、事務事業の必要性や事業手法に関する今後の方向性を示すことにより、事務事業の取捨選択及び重点化、見直し等へとつなげることを目的としています。また、評価結果を公表することにより、行政の透明性の確保にもつながります。これらのことを踏まえ、業務棚卸評価をさらに推進します。

■施策評価、政策評価の導入

事務事業の優先順位付け等を行うに当たっては、個々の事務事業のさらに上位にある施策や政策の達成度の測定が有効であると言えます。また、本市では現在、新たな総合計画の策定に向けた準備を進めているところですが、今後の総合計画の進行管理に当たっては、施策や政策に関する評価は欠かせません。これらのことを踏まえ、施策評価及び政策評価を導入します。

■外部評価制度の導入

これまで本市で実施してきた行政評価（事務事業評価、業務棚卸評価等）は行政職員による内部評価に基づいています。内部評価は、個々の事務事業に精通した担当者により評価が行われるという点では有効ですが、その一方で、さらなる評価の客観性及び透明性の確保が求められています。そのため、第三者機関による評価委員会を設置し、外部評価制度を導入します。

■市民満足度調査の実施

市民満足度調査を行うことにより得ることができる情報は、行政評価における指標の設定や市民ニーズの適切な把握に当たっては非常に重要なものとなります。このことを踏まえ、市民満足度調査を実施します。

第6章 改革の推進のために

1 大綱の公表と周知

改革を進めていくためには、市民と行政が相互に理解し、ともに協力することで、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を実現することが必要です。このため、第3次行政改革大綱の公表と周知に努めます。

2 実施計画の策定

第3次行政改革大綱は、平成20年度から平成24年度までの5ヶ年を計画期間として、新たな行政改革に取り組んでいくための指針を定めたものです。第3次行政改革大綱で定めた目標の実現をめざして、「改革を進める8つの重点事項」に沿った実施計画を策定し、全庁一丸となって取り組みます。

3 実施計画の取組状況の報告及び公表

実施計画の取組状況については、さらなる行政改革の推進を図るため、公募の市民や学識経験者で構成する茅ヶ崎市行政改革推進委員会に報告するとともに、市ホームページ等においてわかりやすく公表します。

4 推進体制

行政改革の推進は、市長をトップとする茅ヶ崎市行政改革推進本部、その下部組織の同幹事会、重要事項や組織横断的な事項等を検討する部会を設置し、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、改革を推進していきます。

また、行政改革の推進に当たっては、全庁的な取組はもちろんのこと、各部における取組が重要となります。このことを踏まえ、部長を委員長として各部に設置する各部行政改革推進検討会議における検討も積極的に行います。

(付属書類)

「第3次茅ヶ崎市行政改革大綱（案）」についての

パブリックコメントの実施結果

—ご協力ありがとうございました—

- 1 募集期間 平成19年11月30日（金）～平成19年12月27日（木）
- 2 意見の件数 47件
- 3 意見提出者数 11人
- 4 内容別の意見件数

大綱(案) の章番号	項目	件数
第1章	2 行政を取り巻く環境の変化	2件
第3章	第3次行政改革大綱における目標	1件
第4章	改革に取り組む3つの視点	1件
第5章	1 よりよい行政サービスの提供	3件
	2 積極的な情報提供と説明責任の遂行	5件
	3 民間活力の活用	4件
	4 協働の推進	3件
	5 事務事業の効率化と重点化	3件
	6 行政経営システムの整備	6件
	7 経営視点に立った財政運営	6件
	8 行政評価システムの充実	1件
第6章	1 大綱の公表と周知	1件
	2 実施計画の策定	4件
	4 推進体制	3件
	行政改革全般に対する意見	4件

 網掛けの部分は意見を受け一部修正を加える項目

修正前	修正後
<p>【4頁 中段】</p> <p>(5) 行政課題の広域化</p> <p>防災対策、航空機騒音対策、国民保護対策といった、市町村の枠組みを超えた広域的な行政課題に迅速に対応する必要が生じています。</p>	<p>【4頁 中段】</p> <p>(5) 行政課題の広域化</p> <p>地球温暖化対策、防災対策、国民保護対策、航空機騒音対策といった、市町村の枠組みを超えた広域的な行政課題に迅速に対応する必要が生じています。</p>
<p>【7頁 中段】</p> <p>(※記載なし)</p>	<p>【7頁 中段】</p> <p>※ 多様な主体とは</p> <p>市民、市民活動団体、地域コミュニティ及び事業者のこと。</p>
<p>【8頁 下段】</p> <p>■ ITの活用による行政サービスの提供</p> <p>各種申請、届出等の手続について、帳票ダウンロードサービスや電子申請・届出システム等ITの活用により、ノンストップでの実施体制を充実します。</p>	<p>【8頁 下段】</p> <p>■ ITの活用による行政サービスの提供</p> <p>各種申請、届出等の手続について、申請書等のダウンロードサービスや電子申請・届出システム等ITの活用により、ノンストップでの実施体制を充実します。</p>
<p>【13頁 中段】</p> <p>(※記載なし)</p>	<p>【13頁 中段】</p> <p>■ 優れた人材の確保</p> <p>地方分権の進展に伴い、自治体間競争が進む状況において、より質の高い行政運営を行うため、優秀な人材の確保に向けた取組を進めます。</p>

市民のみなさまからいただいたご意見及び市の考え方についての詳細は、行政管理課、市政情報コーナーまたは市のホームページ (<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>) の「市民参加・市民活動」をご覧ください。

第3次茅ヶ崎市行政改革大綱

平成20年（2008年）2月発行 300部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課行政改革担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp